

各位

会社名 株式会社 AlbaLink
代表者名 代表取締役 河田 憲二
(コード番号 5537 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 仲川 周
TEL 03-6458-8135
URL <https://albalink.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年3月27日開催予定の当社第15回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本年3月27日開催予定の当社第15回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第36条を新設するとともに、変更案第36条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月27日(金)
定款変更の効力発生日 2026年3月27日(金)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、9名以内とする。	第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。
(新設)	2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2～3 (条文省略)	2～3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>
<p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>

現行定款	変更案
<p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>